

5. 法定受託事務名、根拠法令及び令和7年度予算での財政措置

法定受託事務名	根拠法令	令和7年度予算での財政措置
1 国民審査に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第5条の2、第5条の3、第14条、第14条の2、第16条の2、第24条から第28条、第34条、第43条、第52条及び第53条</li> <li>・最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第5条、第6条、第10条から第13条、第15条、第16条、第19条から第21条、第26条、第28条及び第32条</li> </ul>	
2 第一号法定受託事務の処理を争点とする国を当事者等とする訴訟を行う地方公共団体の職員に係る事務及び地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者等とする第一号法定受託事務に関する訴訟の報告に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条第3項並びに第6条の2第1項及び第2項（これらの規定を同法第9条において準用する場合を含む。）</li> </ul>	
3 戸籍事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条</li> </ul>	
4 検察審査員候補者に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条から第12条まで</li> <li>・検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）第2条</li> </ul>	

法定受託事務名	根拠法令	令和7年度予算での財政措置
5 中長期在留者住居地届出等事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の7第1項及び第2項（第19条の8第2項及び第19条の9第2項において準用する場合を含む。）、第19条の8第1項並びに第19条の9第1項</li> <li>・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）第4条第3項及び第4項、第6条第1項、第7条第2項、第10条第1項から第3項まで、第11条第1項、同条第2項及び第3項（これらの規定を第12条第3項、第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）、第12条第1項及び第2項、第13条第1項、第14条第1項及び第3項並びに第16条第3項</li> <li>・ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第17条第1項、同条第2項及び附則第18条第2項において準用する入管法第19条の7第2項、附則第18条第1項、第27条第1項及び第5項、第28条第3項及び第4項、第29条第1項及び第3項並びに第30条第1項、同条第2項及び附則第31条第2項において準用する特例法第10条第3項並びに附則第31条第1項及び第33条</li> <li>・ 出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号。以下「入管法施行令」という。）第3条</li> <li>・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成23年政令第420号。以下「特例法施行令」という。）第1条、第2条及び第4条から第6条まで</li> <li>・ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第421号）第19条において準用する入管法施行令第3条、第22条第5項及び第23条第2項において準用する特例法施行令第1条及び第2条、第23条第1項及び第24条第4項において準用する第22条第1項、第24条第5項において準用する特例法施行令第1条及び第2条並びに第26条において準用する特例法施行令第4条</li> </ul>	中長期在留者住居地届出等事務委託費 1,466（百万円）
6 費用徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更生保護法（平成19年法律第88号）第98条第2項</li> </ul>	
7 裁判員候補者予定者名簿の調製等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項及び第2項、第22条並びに第23条第4項（これらの規定を第24条第2項において準用する場合を含む。）</li> </ul>	